法律の現場から 115

夫婦別姓判決について

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士　加藤　悠史

昨年12月16日、最高裁で、夫婦別姓を認めない民法が、憲法違反でないという判決がでました。民法では、夫婦は「夫又は妻の氏を称する」と定めているため、夫婦同姓を前提としています。夫婦別姓にしたければ、事実婚を選択するか、通称を使用するしかありません。

判決は、同じ姓を称することで家族の一員であることを実感できるという意義などを指摘しています。この理屈だと、同じ姓を称していない人は、家族の一員としての実感がないということなのでしょうか。そうではないと思います。確かに、同じ姓になることに意味を感じる人もいるでしょうが、そうでない人もいるからこそ、問題になっているはずです。

選択的夫婦別姓は、同じ姓を名乗ることを否定するものではなく、別姓を選択する権利を与えるということです。今回の判決は、社会の多様性にどう対応するのか、きちんと応えられていないように感じます。